

## 入札説明書等に関する正誤表

NO.	資料名	頁	条	項	号	項目名	修正・変更前	修正・変更後
1	入札説明書	4	第2	4	5	維持管理業務	事業者は、本市が新庁舎に移転した後、新庁舎において以下の維持管理業務を行う。	事業者は、 <b>新庁舎の所有権移転</b> 後、新庁舎において以下の維持管理業務を行う。
2	基本協定書(案)	4	7	5		事業契約	事業者が事業契約を締結しないとき又は前2項に該当して甲が事業契約を締結しないときは、乙の構成員は、本事業に係る入札金額の100分の5に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。	事業者が事業契約を締結しないとき又は前2項に該当して甲が事業契約を締結しないときは、 <b>乙は</b> 、本事業に係る <b>落札価格</b> の100分の5に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
3	基本協定書(案)	4	8	6		暴力団等の排除措置	甲は、乙又は構成員等が次の各号に該当するときは、本協定を解除すること、若しくは事業契約を締結しないことができる。構成員等が暴力団等であることが判明したとき。 (1) 構成員等が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。 (2) 構成員等が前項の規定による要求に従わなかったとき。 (3) 前各号に掲げるもののほか、乙又は構成員等が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。	甲は、乙又は構成員等が次の各号に該当するときは、本協定を解除すること、若しくは事業契約を締結しないことができる。 <b>(1)</b> 構成員等が暴力団等であることが判明したとき。 <b>(2)</b> 構成員等が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。 <b>(3)</b> 構成員等が前項の規定による要求に従わなかったとき。 <b>(4)</b> 前各号に掲げるもののほか、乙又は構成員等が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
4	基本協定書(案)	6	12	1		事業契約不調の場合における処理	乙の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合(第7条第4項及び第5項並びに第8条第6項による場合を含む。)、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用はすべて乙の負担とするほか、構成員は、連帯して、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を甲に支払うものとし、他方、甲は何らの責任も負わない。	乙の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合(第7条第4項及び第5項並びに第8条第6項による場合を含む。)、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用はすべて乙の負担とするほか、 <b>乙は、落札価格</b> の100分の5に相当する金額の違約金を甲に支払うものとし、他方、甲は何らの責任も負わない。
5	事業契約書(案)	44	101	1	5	甲による契約解除	乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。	<b>乙若しくは乙の構成員又は協力会社が本契約の履行に必要な資格を喪失する等それらの者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。</b>
6	事業契約書(案)	44	101	1	7	甲による契約解除	その他、入札説明書に規定する「入札に参加する者の備えるべき参加資格要件」を満たさなくなったとき。	(削除)
7	事業契約書(案)	46	101	10	1	甲による契約解除	乙若しくは乙の役員等(乙の役員又はそれらの支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本条において同じ。))が暴力団等であると認められるとき。	乙若しくは乙の役員等(乙の役員又はそれらの支店若しくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本条において同じ。))が暴力団等であると認められるとき。
8	事業契約書(案)	47	102	1		甲による契約解除に伴う違約金	乙は、前条(甲による契約解除)の規定により本契約が全部解除された場合には、解除の時点において未だ第39条(甲による完成確認書の交付)に規定する完成確認書が交付されていない場合には、サービス対価Aの30%相当額を、第39条(甲による完成確認書の交付)に規定する完成確認書が交付されている場合には、サービス対価B及びサービス対価Cの合計額の20%相当額(いずれの場合も本契約締結時点の額とし、後の変動を考慮しないものとする。)の違約金を支払うものとする。ただし、甲は、甲が被った損害の額が、甲が支払を受けた違約金の額を超過する場合には、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができるものとする。	乙は、前条(甲による契約解除)の規定により本契約が全部解除された場合には、解除の時点において未だ第39条(甲による完成確認書の交付)に規定する完成確認書が交付されていない場合には、サービス対価Aの30%相当額を、第39条(甲による完成確認書の交付)に規定する完成確認書が交付されている場合には、 <b>当該解除された日が属する事業年度の</b> サービス対価B及びサービス対価Cの合計額の20%相当額(いずれの場合も本契約締結時点の額とし、後の変動を考慮しないものとする。)の違約金を支払うものとする。ただし、甲は、甲が被った損害の額が、甲が支払を受けた違約金の額を超過する場合には、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができるものとする。
9	事業契約書(案)	58	別紙3	2		各業務の期間	新庁舎維持管理・運営期間： 令和4年5月から令和21年3月まで	新庁舎維持管理・運営期間： 令和4年 <b>4月</b> から令和21年3月まで
10	要求水準書	4	第1	2	5	維持管理業務	事業者は、本市が新庁舎に移転した後、新庁舎において以下の維持管理業務を行う。	事業者は、 <b>新庁舎の所有権移転</b> 後、新庁舎において以下の維持管理業務を行う。
11	要求水準書	31	第3	7	3	イ ロビー・広報スペース	来庁者などの待合場所としての使用にも配慮し、快適に過ごせるよう、机、椅子、ベンディングコーナーなどを適宜事業者により設置すること。	来庁者などの待合場所としての使用にも配慮し、快適に過ごせるよう、(削除)ベンディングコーナーなどを適宜事業者により設置すること。

NO.	資料名	頁	条	項	号	項目名	修正・変更前	修正・変更後
12	要求水準書	37	第7	1	1	目的	事業者は、施設供用開始から事業期間終了までの間、本要求水準書に従い、施設及び設備などの初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、通常時はもとより、非常時、災害時にも継続して事業を実施できる体制及び施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するものとする。	事業者は、 <b>新庁舎の所有権移転後</b> から事業期間終了までの間、本要求水準書に従い、施設及び設備などの初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、通常時はもとより、非常時、災害時にも継続して事業を実施できる体制及び施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するものとする。
13	要求水準書	39	第7	1	6	維持管理期間	新庁舎の供用開始後から事業期間終了時までとする。	新庁舎の <b>所有権移転後</b> から事業期間終了時までとする。
14	要求水準書	54	第8	2	1	ウ 1階広報スペースの管理運営業務	事業者が設置した机や椅子、ベンディングコーナー等の管理をすること。	<b>本市が用意する机、椅子や、事業者が設置した</b> ベンディングコーナー等の管理をすること。
15	要求水準書	62	第10	2	2	その他	解体撤去の範囲は、土間、基礎、ピット及び地下構築を含む既存建築物のほか、建築物内に存する設備機器・備品等及び計画地内・現本庁舎敷地内に存する工作物及び舗装等の全てとする。	解体撤去の範囲は、土間、基礎、ピット及び地下構築を含む既存建築物のほか、建築物内に存する設備機器（削除）等及び計画地内・現本庁舎敷地内に存する工作物及び舗装等の全てとする。